

リースという金融手法を活用して、
低炭素機器の導入を支援します。

～「エコリース促進事業」のご紹介です～

○太陽光パネルや、高効率ボイ
ラー等の低炭素機器の導入に
あたり、初期費用を軽減したい。



中小企業等

導入に際して多額の初期投資費用(頭金)を負担することが困難な中小企業等について、頭金なしの「リース」という金融手法を活用することによって、低炭素機器の普及を支援します。

お問い合わせ先:環境省総合環境政策境局環境経済課
03-5521-8240

●エコリース促進事業

○低炭素機器をリースで導入した場合に、リース総額の3%又は5%を指定リース事業者に助成(但し東北3県に係るリース契約は10%)

○対象機器の例

太陽光パネル、高効率ボイラー、高効率ヒートポンプ給湯、高効率冷凍冷蔵庫 等

